

● 新日本スポーツ連盟 千葉県テニス協議会 規約

2008年4月6日

第1条（名称） この会は千葉県テニス協議会と称し、事務局を千葉市稲毛区穴川3-1-17に置く。

第2条（目的） この会は、新日本スポーツ連盟の主旨に基いて、テニスを通し会員の健康増進、会員相互の親睦を深めるとともにテニスの普及と発展を図ることを目的とする。

第3条（活動） この会は前条の目的を達成する為に次の活動を行う。

- 1、スポーツ祭典等のテニス大会を開催する。
- 2、上記目的を達成させる為の諸活動を行う。
- 3、講習会・練習会・親睦会等の開催

第4条（組織） この会は千葉県及び千葉県近郊に在住、在勤、在学する個人又は団体のテニス愛好者で構成する。

第5条（総会） 総会はこの会の最高決議機関であり、毎年1回開催され次の事項を審議・決定する。

- 1、活動方針の審議・決定
- 2、予算の決定及び決算の承認
- 3、規約の改訂
- 4、役員を選出
- 5、その他重要事項についての決定

第6条（役員） 本会は、下記の役員によって運営され、総会において選出される。

会長1名、副会長若干名、運営委員長1名、副運営委員若干名、会計1名、運営委員若干名、監事1名

第7条（収入） この会の経費は次の収入をもってこれに充てる。

- 1、会費
- 2、行事収入
- 3、寄付金
- 4、その他

第8条（会費） 会員の年会費は次の通りとする。

1、年間一人 1500円

10月1日以後の加入者は、1000円とする。

2、新規加盟クラブ 2000円

第9条（会計年度） この会の会計年度は4月1日より翌年の3月末日までとする。